

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要（変更）

令和4年4月21日

玉 村 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				下之宮		令和1年度～令和5年度	下之宮地区農地・水・環境保全組織
○				板井		令和1年度～令和5年度	板井地区農地・水・環境保全組織
○				南玉		令和1年度～令和5年度	玉村田護咲会活動組織
○				角淵		令和1年度～令和5年度	角淵地区環境保全会
○				斉田		令和1年度～令和5年度	斉田地区農地・水環境保全会
○				上之手・宇貫・八幡原		令和1年度～令和5年度	玉村町南部地域資源保全会
○				上新田		令和2年度～令和6年度	上新田地域環境保全会
○				飯倉		令和1年度～令和5年度	飯倉地域環境保全会